

大和市告示第39号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、同条第1項の規定により指定した要措置区域の一部を次のとおり解除する。

令和3年3月29日

大和市長 大 木 哲

1 解除する区域

大和市中心林間西三丁目3860番1の一部（別図のとおり。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

3 講じられた汚染の除去等の措置

汚染土壌の掘削除去及び場外搬出並びに良質土による埋戻し